

# TMI 総合法律事務所

## 中国最新法令情報

- 2023年3月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

### — 目次 —

#### I. 最新法令情報（2023年2月中旬～2023年3月中旬）

- 立法法（2023年改正）
- 個人情報越境移転標準契約の主な内容
- 「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度（参考手引書）」の発行に関する通知

#### II. 今月の中国関連ブログ記事

- 侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例

#### III. 中国法務の現場より

「「国務院機構改革案」について」

#### IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

## I. 最新法令情報（2023年2月中旬～2023年3月中旬）

### ◆ 立法法（2023年改正）<sup>1</sup>

全国人民代表大会 2023年3月13日公布、2023年3月15日施行

#### 1. はじめに

立法は、国の重要な政治活動であり、法定手続によって国民の意思を国の意思に転換する過程であり、国の全体的な発展に関係するものである。立法法は、国の立法制度と立法活動を規定し、社会主義法治国家の統一を守る非常に重要な基本法である。

現行立法法は2000年に初めて公布、施行され、法律・行政法規・地方法規、自治条例、単行条例、規則の順に分けられており、中国の一元的な構造という形態のもと、中央と地方の立法関係を反映している。2015年3月には、一部法改正がなされ、立法体制・機構の改善、立法制度の健全、立法活動の規範化、憲法の中核をなす中国の特色ある社会主義法制度の形成・改善の推進、全体的な法治の進展に重要な役割を果たした。

その後、民法典<sup>2</sup>、外商投資法<sup>3</sup>、監察法<sup>4</sup>、香港特別行政区国家安全維持法<sup>5</sup>などが相次いで制定され、労働による再教育、収容による再教育など経済社会の発展や国家法治の要求を満たすことのできない法律規定は統廃合され、法令の適時性、体系化、相応性、有効性が著しく高まった。また、2018年には、第13回全国人民代表大会第1回会議で憲法改正が採決され、中国共産党第19回全国代表大会では、新時代の中国の特色ある社会主義の堅持と発展のための主要戦略プランが示された。これらの重要な考え方をすべて国内法、特に立法法に反映させる必要性も生じている。

このような背景の下、約8年ぶりに「法律を統括する法」である「立法法」が再び改正され、施行された。改正は37か条にわたる広範なものであるが、以下では特に重要と思われるポイントに絞って紹介する。

#### 2. 要点とコメント

##### (1) 合憲性審査の明確化

法律案の作成・審議における合憲性審査の要件が明確にされた<sup>6</sup>。すなわち、法律案の説明には合憲性に関する意見を記載することと、憲法・法律委員会として法律案の改正報告又は審議結果の報告において法律案に関わる合憲性問題を説明することが新たに規定された。

また、国務院による届出審査において規範性文書の合憲性審査の要件も明文化された。すなわち、国務院は行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例が憲法又は法律に抵触すると判断した場合は、全国人民代表大会常務委員会に審査を行うよう求めることができるとされている一方、国務院に属する審査機構は届出のあった行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例、部門規則及び省、自治区、直轄市が制定した規則について自発的に審査を行うことができ、必要に応じて特別審査を

<sup>1</sup> 「立法法（2023年修正）」

<sup>2</sup> 「民法典」

<sup>3</sup> 「外商投資法」

<sup>4</sup> 「監察法」

<sup>5</sup> 「香港特別行政区维护国家安全法」

<sup>6</sup> 立法法第112条

行うこともできるとされている<sup>7</sup>。

なお、今回の法改正において、国务院に属する審査機構は、届出制度と審査制度をリンクさせた上、他の機関が審査を行うべきと判断するときに、遅滞なく当該機構に移送するという法令審査の連携体制は構築されている<sup>8</sup>。

## (2) 地方政府の立法権の拡大及びその立法手続の改正

重要ポイントは以下のとおりである。

- 区を設置した市の立法権が拡大され、立法対象となる事項について「環境保護」という表現を「生態文明建設」に変更した上、「基礎レベルのガバナンス」という表現が追加された<sup>9</sup>。
- 省、自治区、直轄市及び区を設置した市、自治州の人民代表大会及び同常務委員会が地域の協調的発展を促進するために、共同で地方性法規を制定することができる<sup>10</sup>。
- 省、自治区、直轄市及び区を設置した市、自治州が地域を超えた立法作業を協同で行う体制を構築するとされている<sup>11</sup>。
- 地方性法規の本文、法律案の説明、法律案の審議結果の報告等の適時公開を行う<sup>12</sup>。
- 地方の人民代表大会常務委員会が広く法律案への意見を募るために「基礎立法連絡所」を設置する<sup>13</sup>。

## (3) 全国人民代表大会及びその常務委員会における立法手続の改正

今回の法改正において、全国人民代表大会及び常務委員会は「憲法に基づき」、国の立法権を行使することをさらに明確にした一方、全国人民代表大会は同常務委員会に対し、法律の制定を授権することができる<sup>14</sup>。

これに加えて、国务院、中央軍事委員会、国家監察委員会、最高人民法院、最高検察院、全国人民代表大会の各専門委員会といった他の国家機関が法律案を提出できると規定されている<sup>15</sup>。

なお、法律案の審議を終了する手続も改正され、委員長会議が必要と判断した場合は、法律案の審議を延期すると決定することができるという規定が導入された<sup>16</sup>。

## (4) 緊急時の法整備手続の簡易化

常務委員会会議の議事日程に組み入れられた法律案は、「緊急事態がある」ときに、常務委員会会議で1回審議した後直ちに表決に付すこともできるという規定が新設された<sup>17</sup>。

<sup>7</sup> 立法法第111条、第112条

<sup>8</sup> 立法法第115条

<sup>9</sup> 立法法第81条

<sup>10</sup> 立法法第83条第1項

<sup>11</sup> 立法法第83条第2項

<sup>12</sup> 立法法第89条

<sup>13</sup> 立法法第90条

<sup>14</sup> 立法法第10条

<sup>15</sup> 立法法第49条

<sup>16</sup> 立法法第45条

<sup>17</sup> 立法法第33条

## ◆ 個人情報越境移転標準契約<sup>18</sup>の主な内容

国家インターネット情報弁公室 2023年2月22日公布、2023年6月1日施行

### 1. はじめに

近年、中国では、デジタル経済の発展に伴い、国外への個人情報の移転の需要が急速に拡大し、個人情報権利の保護がより大きな課題に直面している。2023年2月、国家インターネット情報弁公室は個人情報越境移転標準契約弁法（以下「**本弁法**」という。）を公表し、中国個人情報保護法<sup>19</sup>第38条に規定された個人情報の越境提供の適法性要件の一つである標準契約の締結に関する事項及び標準契約の内容を明確にした。

これまで、データ越境移転セキュリティ評価弁法<sup>20</sup>、個人情報保護認証実施規則<sup>21</sup>、個人情報越境取扱活動セキュリティ認証規範<sup>22</sup>が先行して公布、施行されていたが、本弁法が公布されたことにより、中国のデータ越境移転の3つの適法性要件に関する管理要求が明確にされ、データ越境移転の管理体制は基本的に設立されたと言える。

本弁法第6条によれば、標準契約の締結は本弁法の別紙に厳格に従い、標準契約の内容と矛盾する内容を定めることはできないとされているため、その意味では、中国国内の企業が個人情報保護法及び本弁法に基づき国外の提供先との間で締結する個人情報の越境提供に関する標準契約では、原則として本弁法の別紙である個人情報越境提供標準契約の雛形（以下「**本契約**」という。）の内容を記載し、個人情報取扱者及び国外の提供先は、本契約に定められている両当事者の権利義務を負担する必要があると考えられる。

本弁法に関しては、弊事務所のブログ記事にて既に概括的な紹介はしているため<sup>23</sup>、本稿では主として本契約の各条項の主な内容を、2022年6月に公表された本弁法の意見募集稿に添付されている個人情報越境提供標準契約の雛形（以下「**本契約の意見募集稿**」という。）とも比較しながら紹介する。

## 2. 要点とコメント

### (1) 前文

本契約締結の目的として、国外受領者の個人情報取扱活動の中国法における個人情報保護基準への適合の確保及び個人情報取扱者と国外受領者の権利及び義務を明確にすることが定められている。また、個人情報取扱者と国外受領者の情報欄が設けられており、当事者の名称、住所、連絡先、担当者及びその役職の記載項目がある。なお、本契約に定める個人情報越境提供活動に関連する商業活動が存在しており、個人情報取扱者と国外受領者との間で商業契約を締結している場合は、当該契約の情報（契約名及び締結日）の記載も求められている。

### (2) 定義

本契約の第1条には、個人情報取扱者、国外受領者、個人情報主体、個人情報、センシティブ個人情報、監督機関及び関連法令の定義が規定されている。本契約の意見募集稿との比較で、個人情報

<sup>18</sup> 「个人信息出境标准合同」

<sup>19</sup> 「个人信息保护法」

<sup>20</sup> 「数据出境安全评估办法」

<sup>21</sup> 「个人信息保护认证实施规则」

<sup>22</sup> 「个人信息跨境处理活动安全认证规范」

<sup>23</sup> <https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2023/14396.html>

取扱者、個人情報及びセンシティブ個人情報について個人情報保護法に基づき詳細な定義に変更された以外は、大きな変更はされていない。

### (3) 個人情報取扱者の義務

本契約の第2条として、基本的に個人情報保護法上の要求事項に照らして個人情報の越境提供における個人情報取扱者の義務が記載されている。主な内容は以下のとおりである。

- 個人情報の取り扱い及び国外に提供する個人情報は、取扱目的を実現するために必要な最小限の範囲に限る。
- 個人情報主体に対して、別紙1に記載された個人情報の取り扱いの関連情報及び国外受領者との間で個人情報主体が第三受益者となることを約定することを告知し（センシティブ個人情報につき、センシティブ個人情報の越境提供の必要性及び個人の権益への影響を追加で告知する必要がある）、個人情報主体の個別同意を取得する（14歳未満の未成年者の個人情報につき、未成年者の父母又はその他の保護者の個別同意を取得することが必要である）。
- 国外受領者が越境提供される個人情報につき講じる技術的及び管理措置（例えば暗号化、匿名化、非識別化、アクセス制御等の技術的・管理措置）を明記する。
- 国外受領者の要求に応じて関連法律の規定及び技術基準の写しを提供する。
- 監督機関に対して、国外受領者の個人情報取扱活動に関する問い合わせに回答し、国外受領者に提供された情報、データファイル及び文書並びに個人情報取扱者による本契約の対象となる取扱活動に関するコンプライアンス監査の結果を提出する。
- 本弁法第5条に定められている個人情報保護影響評価の評価内容に基づき、国外受領者に個人情報を提供する予定の活動について、個人情報保護影響評価を実施する。
- 個人情報主体の要求に応じて本契約の写しを提供し、営業秘密又は秘密に扱うビジネス情報が含まれる場合には、個人情報主体の本契約理解に影響を及ぼさないことを前提とし、関係内容を隠すなどの適切な処理を行うことができる。
- 本契約上の義務の履行について立証責任を負う。

### (4) 国外受領者の義務

個人情報保護法は、原則として中国国内での個人情報の取り扱いに適用されるため、域外適用の事由に該当しない限り国外の個人情報取扱者に適用されず、個人情報の越境提供の場合でも、中国国内の個人情報取扱者のみに対して、国外受領者による個人情報取扱活動が個人情報保護法で規定された個人情報保護基準を満たすように必要な措置を講じることが義務付けられるにとどまり<sup>24</sup>、国外受領者の義務に関する規定はない。

しかし、本契約第3条は、個人情報保護法に基づき国外受領者に対する義務を多く定めており、かつ、標準契約は本弁法の別紙に厳格に従って締結し、標準契約の内容に矛盾する内容を定めることはできないとされているので<sup>25</sup>、実質的には、中国国内から個人情報の越境提供を受ける国外受領者は、本契約により中国法上の義務も負うことになる（これによって国外受領者による個人情報の取り扱いが中国個人情報保護法の基準を満たすことを担保しているといえる。）。本契約第3条に定められている国外受領者の義務は以下のとおりである。

- 個人情報は、別紙1に定められた個人情報の取り扱いに関する取り決めに基づき取り扱う。また、本契約の意見募集稿と比較すると、本契約により合意された範囲を超えて個人情報を取り扱う場合の個人情報主体の個別同意の事前取得、14歳未満の未成年者の個人情報を取り扱

<sup>24</sup> 個人情報保護法第38条第3項

<sup>25</sup> 本弁法第6条

う場合の未成年者の父母又はその他の保護者の個別同意の取得及び個人情報取扱者の委託を受けて個人情報を取り扱う場合に委託の範囲内で取り扱うべきことが国外受領者の義務として新たに定められた。

- 個人情報主体の要求に応じて本契約の写しを提供する。営業秘密又は秘密に扱うビジネス情報の関係箇所につき処理を行うことが可能である。
- 個人情報は、個人の権益への影響が最小限となる方法により取り扱う必要がある。
- 個人情報の保存期間は、取扱目的実現のために必要な最短の期間とし、保存期間が満了した場合には、個人情報（すべてのバックアップを含む）を削除する必要がある。また、①個人情報取扱者の委託を受けて個人情報を取り扱う場合に、委託契約が発効せず、無効となり、取り消され、又は終了したときには、個人情報を個人情報取扱者に返還し、又は削除し、かつ、個人情報取扱者に対して書面による説明を提供すること、及び②個人情報の削除が技術的に困難な場合には、保存及び必要なセキュリティ保護措置を講じる以外の取り扱いを停止することが新たに定められた。
- 個人情報取扱セキュリティを保障する措置として、①技術的及び管理措置を講じ、かつ、定期的に検査を実施すること、及び②個人情報を取り扱う権限を有する者に秘密保持義務を履行させ、最小限の授權によるアクセス制御権限を確立する。
- 個人情報に改ざん、毀損、漏洩、紛失、違法な利用、権限のない提供又はアクセス等のインシデントが発生し、又は発生する可能性がある場合には、救済措置の実行、個人情報取扱者、監督機関及び個人情報主体への通知並びにインシデントの状況と救済対応等に関する記録と保存を行う。
- 中国国外の第三者に個人情報を提供する場合には、以下の条件をすべて満たす必要がある。
  - ① 業務上必要性があること。
  - ② 個人情報主体への告知。
  - ③ 個人情報主体の個別同意の取得。
  - ④ 第三者との書面による合意書の締結、第三者への提供により個人情報主体の権利を侵害した場合の責任の負担
  - ⑤ （個人情報主体の要求に応じて）第三者との書面による合意書の写しの提供
- 個人情報取扱者の委託を受けて個人情報の取り扱いをする場合で、第三者に再委託するときには、あらかじめ個人情報取扱者の同意を取得し、第三者による個人情報の取り扱いを監督管理する。
- 個人情報を利用して自動意思決定を行うときは、個人情報保護法第 24 条第 1 項、2 項に定めた義務を負う。
- 個人情報取扱者に対して、本契約上の義務遵守に関する必要情報を提供し、個人情報取扱者による必要なデータファイル及び文書の閲覧又は取り扱い活動に関するコンプライアンス監査に同意し、かつ、当該監査に便宜を提供する。
- 実施された個人情報取扱活動を客観的に記録し、少なくとも 3 年間で当該記録を保存し、中国法令の要求に応じて直接に又は個人情報取扱者を通じて中国の監督機関に提供する。
- 中国の監督機関の監督管理を受けることに同意する。

上記のとおり、中国国外の個人情報受領者においても、当該個人情報の取り扱いに関する記録を作成、保存するだけでなく、これを中国の監督当局に提出することが求められている。個人情報を受領した場合には必ず記録を当局に提出することが求められるのか、当局からの求めがあった場合に提出すれば足りるのかは明らかではないが、いずれにしても中国の当局に提出するに堪えうる記録の作成が必要になるといえることから、個人情報受領者としてはタイムリー且つ正確に記録を作成することが望ましい。なお、当該記録に関する具体的な記載内容については、本弁法及び本契約で

明確にされていないが、ガイドラインである「情報安全技术 個人情報安全規範 (GB/T 35273—2020)」(以下「安全規範」という。)によると、個人情報の取り扱いに関する記録には、関連する個人情報の類型、数量及び取得元、個人情報を取り扱う目的、個人情報を利用する場面、個人情報の委託処理、共有、譲渡、公開・開示等に関する状況、個人情報の取り扱いに関連する情報システム、組織又は人員の情報を含むことができるとされている<sup>26</sup>。

## (5) 国外受領者の所在する国又は地域の個人情報保護政策・法規の契約履行への影響

本契約第4条において、国外受領者の所在国又は地域の個人情報保護政策・法規の本契約の履行への影響に関する評価につき、個人情報取扱者と国外受領者の義務が定められている。

- 個人情報取扱者及び国外受領者は、一定の評価を行い、本契約上の義務の履行に影響を及ぼす国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護政策・法規を発見していないことを保証する。上記の評価を行う場合には、以下に定める事由を考慮する必要がある<sup>27</sup>。
  - ① 個人情報の越境提供の具体的な状況（越境移転される個人情報の種類、規模、範囲及びセンシティブ性、伝送の規模と頻度、国外受領者における個人情報の取り扱いの経験、個人情報セキュリティ関連インシデントの過去の発生の有無及び対応方法、国外受領者が所在する国又は地域の公共機関から個人情報の提供に関する要求を過去に受けたか否かなど）
  - ② 国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護政策・法規（個人情報保護に関する法令及び一般的に適用されている基準、加盟した個人情報保護に関する地域的又は世界的組織、及びその行った拘束力のある国際的コミットメント、個人情報保護のための監督・執行機関や関連する司法機関の有無等）
  - ③ 国外受領者の安全管理制度及び技術的手段による保障能力
- 国外受領者は、上記の評価を行うために、個人情報取扱者に必要な関連情報を提供する必要がある。
- 国外受領者が所在する国又は地域の個人情報保護政策・法規において、国外受領者による本契約の履行に影響を及ぼす変更があった場合には、国外受領者は上記の変更を個人情報取扱者に通知する必要がある。
- 意見募集稿から新たに定められた義務として、国外受領者は、その所在する国又は地域の政府部門、司法機関から本契約に基づく個人情報の提供に関する要求を受けた場合には、直ちに個人情報取扱者に通知するべきものとされた。

本弁法上、標準契約の締結と同時に行うべきとされている個人情報保護影響評価の重点評価事項の一つとして、国外受領者の所在国家、地域における個人情報保護政策、法規が標準契約の履行に与える影響が掲げられているが、本契約第4条はこの個人情報保護影響評価における評価内容をより詳細にしたものとも理解でき、少なくとも標準契約の締結と共に行われる個人情報保護影響評価においては、上記の各項目を参照する必要があるといえる。

## (6) 個人情報主体の権利

本契約第5条において、中国個人情報保護法に定められている個人情報主体の権利が改めて定められている<sup>28</sup>。

<sup>26</sup> 安全規範第11.3条

<sup>27</sup> 本契約第4条第1項、2項

<sup>28</sup> 本契約第5条第1項

個人情報の主体は、越境提供された個人情報につき、個人情報取扱者及び国外受領者のいずれかに対して、その権利行使の実現を求めることができ、個人情報取扱者がそれを実現させることができない場合には、国外受領者に通知し、実現への協力を要求する必要がある<sup>29</sup>。

また、国外受領者は、合理的な期間内に個人情報主体の権利の行使を実現させ、目立つ方法で明確かつ理解しやすい表現を用いて関連する情報を個人情報主体に告知する義務があるほか、国外受領者が、個人情報主体の請求を拒絶する場合には、個人情報主体に対して、その拒絶する原因並びに個人情報主体が救済を求める方法を通知する必要がある<sup>30</sup>。

なお、本契約の意見募集稿では、個人情報主体が過度又は不合理な要求を提出した場合に国外受領者において、個人情報主体に対して合理的な手数料の請求又はその要求を拒否する権利がある旨が定められていたが、本契約では削除された。

## (7) 個人情報主体への救済

国外受領者は、個人情報の取り扱いに関する問い合わせ又は苦情に対応する担当者1名を特定し、個人情報取扱者及び個人情報主体に通知する必要がある<sup>31</sup>。

個人情報主体との間に紛争が生じた場合には、個人情報主体は、中国法に基づき権利を行使し、監督機関に苦情を申し立て、又は中国の管轄権を有する人民法院に訴訟を提起することができる<sup>32</sup>。

本契約の内容については、本契約の内容に矛盾する修正をすることはできないことから、上記の個人情報主体による訴訟提起は、中国の人民法院となり、それ以外の国外裁判所や仲裁機関を設定することはできない。国外受領者においては、この点の訴訟対応負担を予め念頭に置いておく必要があるといえる。

## (8) 契約解除

個人情報取扱者は、①国外受領者が本契約に違反した場合又は②国外受領者が所在する国若しくは地域の個人情報保護に関する政策・法規に変更が生じたことにより国外受領者が契約を履行することができない場合に、個人情報の提供を一時停止することができる<sup>33</sup>。

また、以下のいずれかの事由に該当する場合、個人情報取扱者は本契約を解除することができるほか、①、②又は④に該当する場合には、国外受領者も本契約を解除することができる<sup>34</sup>。

- ① 国外受領者への個人情報の提供が1か月を超えて停止された場合
- ② 国外受領者による本契約の遵守がその所在する国又は地域の法律に違反することになる場合
- ③ 国外受領者が本契約上の義務に重大な又は持続的な違反をした場合
- ④ 国外受領者の管轄裁判所又は監督機関の最終的決定により、個人情報取扱者又は国外受領者が本契約に違反したとされた場合

<sup>29</sup> 本契約第5条第2項

<sup>30</sup> 本契約第5条第4項

<sup>31</sup> 本契約第6条第1項

<sup>32</sup> 本契約第6条第2項～5項

<sup>33</sup> 本契約第7条第1項

<sup>34</sup> 本契約第7条第2項

なお、本契約が解除された場合、国外受領者は、本契約に基づき受領した個人情報を個人情報取扱者に返還又は削除し、かつ、個人情報取扱者に対して書面による説明をしなければならない<sup>35</sup>。

## (9) 違約責任

個人情報取扱者又は国外受領者のいずれかが本契約の違反により個人情報主体の権利を侵害した場合には、民事上の責任を負担することとなるが、両者が個人情報主体に対して連帯して責任を負い、一方の当事者がその負担すべき責任を超えて責任を負担した場合には、相手方に対して求償することができることとされている<sup>36</sup>。

## (10) その他

個人情報取扱者及び国外受領者との間に本契約により紛争が生じた場合には、紛争解決の方法として、ニューヨーク条約に加盟している国の仲裁機関又は中国国内の仲裁機関への仲裁、もしくは中国の管轄権を有する人民法院への提訴を選択することができる一方<sup>37</sup>、本契約の準拠法については中国法とすることが求められている<sup>38</sup>。

## (11) 別紙

別紙1には、個人情報主体に対して告知をするべき事項として、個人情報の越境提供に関する取扱目的、取扱方法、越境提供される個人情報の規模、個人情報の種類、センシティブ個人情報の種類、国外受領者が個人情報を提供する中国国外の第三者（該当する場合）、国外への伝送方式、越境提供後の保存期間や保存場所等の記載項目が列挙されている。

また、別紙2は本契約に定められていないその他事項を約定するためのものであるが、標準契約の内容にて抵触する規定を定めることはできない。

## ◆ 「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止制度（参考手引書）」の発行に関する通知<sup>39</sup>

人力資源社会保障部、国家卫生健康委員会、最高人民検察院、中華全国総工会、中国企業連合会、中国企業家協会、中華全国工商業連合会 2023年3月8日公布、同日施行

### 1. はじめに

近年、中国では、女性従業員の雇用上の問題が社会的問題として注目されており、職場における女性従業員の特殊労働保護制度を改善し、職場におけるセクシャルハラスメント（以下「セクハラ」という。）の防止を求める声が高まっている。人力資源社会保障部をはじめとする6部門は、使用者による女性従業員に関連する規定の制定や改善を指導し、また、女性従業員との労働契約を締結する際に参照するものとして、2023年3月8日に「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」（以下「特殊労働保護制度」という。）と「職場におけるセクシャルハラスメント防止制度（参考手引書）」（以下「セクハラ防止制度」という。）を公表した。

<sup>35</sup> 本契約第7条第4項

<sup>36</sup> 本契約第8条第3項

<sup>37</sup> 本契約第9条第4項

<sup>38</sup> 本契約第9条第2項

<sup>39</sup> 「关于印发《工作场所女职工特殊劳动保护制度(参考文本)》和《消除工作场所性骚扰制度(参考文本)》的通知」

特殊労働保護制度は、女性従業員労働保護特別規定<sup>40</sup>及び女性従業員保健業務規定<sup>41</sup>に基づき、職場における女性従業員の就労の保護、賃金・福利厚生、出産育児、労働環境の安全・健康の保護等に関わる核心的な内容を一つずつ取り上げたものであり、職場の秩序を確保するため、実行手順に関するガイドラインを示している。

また、セクハラ防止制度は、セクシャルハラスメントの定義と主な行為、パブリックコミットメント、研修、従業員からの苦情の申立て、調査・処分、労働組合の監督管理への参加等の内容を明らかにしている。また、使用者が申し立てられた案件の調査・処理に関する秘密保持、個人のプライバシー保護に注意し、配置転換などの措置を取って被害者が二次的被害を受けることを回避するような指導もされている。

この2つの参考手引書は、難解な法令の内容を、従業員が理解でき、かつ実務中においても実行できる規範に変えるためのガイドラインを提供したものであり、使用者としても、その内容を理解し、女性従業員への管理、対応等をする際の参考にすることができると考えられる。

内容としては、参考手引書をそのまま各会社、組織にて内部規定の形で制定し、適用することも可能であるが、あくまで参考にすぎないため、各使用者において、法令や参考手引書の趣旨に反しない範囲で、その実情に応じた調整をしたうえで適用するのが実際ではないかと思われる。そのため、以下では、特段修正、調整を行わないことを前提として、参考手引書の内容につき簡単に解説する。

## 2. 要点とコメント

### (1) 特殊労働保護制度

#### ア 就業保護

使用者は、女性従業員を雇用する場合には、労働契約を締結し、女性従業員に結婚、出産を制限しないなどの特殊保護条項を含む必要がある<sup>42</sup>。

使用者は、女性従業員による従事を禁止する労働の範囲<sup>43</sup>に関する規定を遵守し、使用者における従業員の労働内容に基づき、女性従業員による従事を禁止する労働の範囲に属する職務を書面により女性従業員に通知する<sup>44</sup>。

使用者は、女性従業員の妊娠、出産又は授乳を理由として労働契約を解除してはならない<sup>45</sup>。

#### イ 賃金・福利厚生上の保護

使用者は、女性従業員の妊娠、出産又は授乳を理由とした、その賃金及び福利厚生を引き下げ、その昇進、昇格、専門的・技術的な肩書や役職の評価、研修等への参加を制限してはならない<sup>46</sup>。

#### ウ 生育保護

生理期間中に女性従業員に従事を禁止する作業に従事させてはならず、重度の生理痛及び生理量

<sup>40</sup> 「女职工劳动保护特别规定」

<sup>41</sup> 「女职工保健工作规定」

<sup>42</sup> 特殊労働保護制度第4条

<sup>43</sup> 女性従業員による従事を禁止する労働の範囲については、女性従業員労働保護特別規定に詳細に規定されている。

<sup>44</sup> 特殊労働保護制度第5条(女性従業員労働保護特別規定第4条1項の規定内容と同様)

<sup>45</sup> 特殊労働保護制度第6条(女性従業員労働保護特別規定第5条の規定内容と同様)

<sup>46</sup> 特殊労働保護制度第8条、第9条

過多の女性従業員に対して、医療機関等の診断を受けた後、1日ないし2日の休暇を与える<sup>47</sup>。

妊娠期間中に女性従業員に従事を禁止する作業に従事させてはならず、妊娠7か月以上の女性従業員に時間外労働又は深夜労働をさせてはならず、労働時間内において一定の休憩時間を与え、女性従業員が労働時間内に産前検査を受ける場合には、それに必要な時間を労働時間に算入し、労働報酬を支払う<sup>48</sup>。

女性従業員が出産する場合には、法により出産休暇を付与し、出産休暇期間中の出産手当につき使用者の前年度の従業員月間平均賃金の基準により出産保険基金から支払い、2回以上の自然流産の経歴を有し、子を有しない女性従業員に対して、実際の状況に応じて作業量を減らし、直接又は間接的に流産を引き起こすおそれのある作業から離れさせる<sup>49</sup>。

授乳期間中に女性従業員に従事を禁止する作業に従事させてはならず、関連法令に規定されている労働時間内の授乳時間<sup>50</sup>を与える<sup>51</sup>。

## エ 職業安全健康保護

女性従業員に対して労働安全・衛生知識に関する研修を実施し、妊婦休憩室、授乳室等の施設を設置し、定期的に婦人病、乳腺病及びその他の女性従業員が必要となる特殊の健康検査を実施する<sup>24</sup>。

女性従業員は更年期総合症が重いと診断され、治療を経ても効果が顕著ではなく、かつ、元の業務に堪えられない場合は、一時的に適切な業務を手配する<sup>25</sup>。

## オ 監督管理

使用者は、従業員組合（工会）の担当者がリーダーを担当する監督検査チームを設立し、女性従業員がチームメンバーの一定の割合を占めることを保証する<sup>26</sup>。

## (2) セクハラ防止制度

### ア セクハラの実態

セクハラとは、実施者がハラスメント又はその他の不正の目的又は意図があるか否かにかかわらず、他人の意思に反し、言語、表情、行動、文字、画像、動画、音声、リンク又はその他のいかなる方法により、他人に性に関わる連想をさせる不快感を与える行為をいう<sup>27</sup>。

中国の現行各法律法規上、「セクハラ」（性骚扰）という用語自体は存在しているものの、その定義自体は特にされていなかったため、その点でセクハラの実態が置かれた点は画期的といえる。

<sup>47</sup> 特殊労働保護制度第13条（女性従業員保健業務規定第7条第3項、4項の規定内容と同様）

<sup>48</sup> 特殊労働保護制度第14条（女性従業員労働保護特別規定第6条及び女性従業員保健業務規定第10条の規定内容と同様）

<sup>49</sup> 特殊労働保護制度第15条（女性従業員労働保護特別規定第7条、第8条及び女性従業員保健業務規定第9条第5項の規定内容と同様）

<sup>50</sup> 労働時間内の授乳時間については、女性従業員労働保護特別規定第9条第2項に定められている。

<sup>51</sup> 特殊労働保護制度第16条

<sup>24</sup> 特殊労働保護制度第17条、第18条

<sup>25</sup> 特殊労働保護制度第19条（女性従業員保健業務規定第13条第2項の規定内容と同様）

<sup>26</sup> 特殊労働保護制度第22条

<sup>27</sup> セクハラ防止制度第2条

## イ セクハラ事件の調査部門の設置

使用者は、セクハラ防止制度を実施し、職場におけるセクハラに関する通報を受け、事件を調査する部門を設置しなければならない<sup>28</sup>。

## ウ セクハラ行為の禁止

職場にて禁止されるセクハラ行為については、以下のように具体化されている<sup>29</sup>。

- ① 不適切な発言によってからかい、卑猥な発言をし、他の従業員に対して個人的な性経験、不適切な呼び方等を話すこと。
- ② 故意に他の従業員の身体のデリケートな部位に触ったり、ぶつかったり、キスしたりすること。不適切に自らのプライベートゾーンを見せ、又は他の従業員の周囲で自ら性的な接触等を行うこと。
- ③ Wechat、ショートメッセージや電子メール等により猥褻な又はからかうような文字、画像、音声、動画等を相手に送信し、又は直接見せること。
- ④ 職場において猥褻な画像、広告等を表示したりし他の従業員を不快にさせること。
- ⑤ ストーカーリング、迷惑メールや物を送る等して、他の従業員に対して性的な内容を伝達等すること。

## エ 宣伝及び研修

使用者は、職場におけるセクハラ行為の予防に関する宣伝教育活動及び特別研修を行い、会社の掲示板やオフィスの掲示欄等の目立つ場所に、関連規則、「セクハラ禁止」の標識やポスター及び通報ホットラインの電話番号を掲載する<sup>30</sup>。

## オ 従業員による通報

職場におけるセクハラ行為に関する従業員の通報の受付及び当該通報を受ける部門の情報（受理部門の名称、電話番号、メールボックス、Email アドレス）を公示する<sup>31</sup>。通報者は、できる限りセクハラ行為について詳細に記録し、可能な限り証拠を保全する<sup>32</sup>。

## カ セクハラ事件の調査

通報を受けた後、関連部門は、調査を行い、以下を含む関連証拠を収集、確定する<sup>33</sup>。

- ① 被害者の陳述
- ② Wechat でのチャット記録、電子メールの記録、ショートメッセージの記録、電話通信記録等の電子証拠
- ③ 画像、録音、録画、監視ビデオ等の視聴覚証拠
- ④ 証人の証言及び関係従業員の証言
- ⑤ 物証及び関連資料
- ⑥ 警察の通報記録、調査記録、ホテルでの録画等の第三者の証拠

また、セクハラ加害者に対して、警告、職務の変更、労働契約の解除の等の処分を下すことができ、犯罪の疑いがある場合は、司法機関に移送して処理する。また、その同時に、セクハラ被害

<sup>28</sup> セクハラ防止制度第6条

<sup>29</sup> セクハラ防止制度第7条

<sup>30</sup> セクハラ防止制度第8条、第9条

<sup>31</sup> セクハラ防止制度第11条

<sup>32</sup> セクハラ防止制度第12条

<sup>33</sup> セクハラ防止制度第13条

者の二次被害を避けるため、セクハラ加害者を被害者との接触が困難な業務に配置転換することができる<sup>34</sup>。

とはいえ、規模の大きな企業や職場であればともかく、そうでない職場については、配置転換をしたところで、被害者と加害者との接触を防止することは困難であることから、実際上はセクハラを行った加害者に対して、会社規程に基づいて労働契約の解除や、場合によっては勤務地の変更といった措置を採ることが必要になることも多いと思われる。

こういった対応をするためには、本参考手引書も参考にしながら、会社の内部規定を整え、適法に上記のような措置、対応をすることができるように備えておくことが求められるといえる。

## キ 工会による監督

工会は、職場におけるセクハラ行為防止を団体交渉の課題として使用者と協議し、セクハラ行為防止の関連内容を労働協約に盛り込む。従業員からの意見を聞き、従業員に対して法的コンサルティングサービスを提供し、法的手段による権利保護を支援・援助し、被害者に対して専門的な心理カウンセリングサービスを提供する<sup>35</sup>。

執筆担当：邢沂晨

<sup>34</sup> セクハラ防止制度第14条

<sup>35</sup> セクハラ防止制度第16条、第17条

## II. 今月の中国関連ブログ記事

2023年3月にTMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例	
掲載日	2023年3月28日
概要	侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例について紹介しています。

### III. 中国法務の現場より

#### ◆ 「国務院機構改革案」について

2023年3月16日に「国務院の機関設置に関する通知」が公布、施行され、これにより国務院の組織構造に若干の変更が生じた。国務院弁公庁を除けば、国務院の構成部門の数は従前と同様で26に維持されているが、主要な変更点について以下のとおり紹介する。

##### 1. 科学技術部の再建

科学技術イノベーションは、中国の現代化の全体状況において中心的な役割を担っている。今回の改革案では、党中央委員会は科技業務への集中的かつ統一的な指導を強化するために、科学技術中央委員会を設立し、再建された科学技術部が全面的に責任をもって業務を推進する。

##### 2. 国家金融監督管理総局（SAFE）の設立

証券を除く金融業界の監督、制度監督、行為監督、機能監督などの強化、金融消費者の権益保護の調整、リスク管理と予防・処理の強化、法に基づく不正調査・処理などを担う、国務院の直属機関として新設された。国家金融監督管理総局は、中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）を基礎として設立され、中国人民銀行（PBOC）の金融持ち株会社やその他の金融グループに対する日常的な監督責任と、中国証券監督管理委員会（CSRC）の投資家保護責任をSAFEに移管した。

##### 3. 中国証券監督管理委員会の国務院直属機関への調整

資本市場の監督責任を強化するため、中国証券監督管理委員会（CSRC）が国務院直属事業単位から国務院直属機関へ調整された。債券管理システムの合理化のため、国家発展改革委員会の社債発行審査責任を中国証券監督管理委員会に移管し、一元化して担当する。

##### 4. 国有金融資本の管理体制を改善

国有金融資本の出資者管理に関する関連規定に基づき、中央金融管理部門が管理する市場運営機関を切り離し、関連する国有金融資産を国有金融資本の受託管理機関に移管し、国務院の授権に基づき、統一的に出資者責任を遂行する。

##### 5. 金融管理部門の人員の統一的・標準的な管理強化

中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外国為替管理局の職員とその支部・派遣機関を国家公務員の統一・標準化管理に含め、行政機関の定員管理に従って、国家公務員の給与・待遇を実施する。

##### 6. 国家データ局の設立

データ基盤システム構築の調整・推進、データ資源の統合・共有・発展活用の調整、デジタル中国・デジタル経済・デジタル社会の計画・構築の調整・推進などを担当し、国家発展改革委員会により管理される。

##### 7. 高齢化対応体制の整備

人口高齢化に積極的に対応するという国家戦略を実行し、高齢者介護事業と高齢者介護産業をよりよく発展させ、すべての高齢者のための基本的な高齢者介護サービスの実現を促進するため、人口高齢化に対応する政策・施策の策定と実施の調整、国家高齢化作業委員会の具体的な作業の引き受

けなど、国家健康福祉委員会の責務が民政部に移行された。国家高齢化作業委員会事務局は民政部に移管され、総合的な調整、監督、指導、高齢化の原因の発展を組織し促進する責任を強化した。中国高齢協会が民政部に移管された。

## 8. 知的財産管理システムの改善

革新的な国の建設を推進し、質の高い発展を促進し、高いレベルの対外開放を拡大し、知的財産強国の建設を加速し、知的財産の創造、応用、保護、管理、サービスのレベルを総合的に高めるといふ固有のニーズを満たすために、国家知識産権局は、国家市場監督管理局から国務院の直属機関へと調整された。商標や特許などにおける分野に関する違法行為への取締などの職能は、引き続き総合的な市場監督執行チームが担い、関連業務は国家知識産権局の専門的指導の下で行われる。

## 9. 中央国家機関の人員配置の簡素化

中央国家機関の全部門の人員配置を一律に5%削減し、削減後、一部の部門における人員過剰の問題を徐々に吸収するため、5年間の過渡期間を設ける。

今回の改革案については、多くの注目を集めていると共に、今後中国の発展に向けた積極的な作用、効果が生じることが非常に期待されている。

執筆担当：呉秀穎

#### IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
<a href="#">2023年2月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知</li> <li>2022年度全国法院十大商事案件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標法改正草案（意見募集稿）</li> <li>2022年の知的財産権取得状況（速報）</li> <li>信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例</li> <li>個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～</li> </ul>
<a href="#">2023年1月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「対外貿易法（2022年改正法）」</li> <li>「会社法（改正草案第二次審議稿）」</li> <li>「商標法改正草案（意見募集稿）」</li> </ul>	
<a href="#">2022年12月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「最高人民法院による涉外民商事事件の管轄に関する若干問題の規定」</li> <li>「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」</li> </ul>	
<a href="#">2022年11月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」</li> <li>「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」</li> </ul>	
<a href="#">2022年10月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」</li> <li>「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」</li> </ul>	
<u>2022年9月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「電気通信オンライン詐欺防止法」</li> <li>「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」</li> <li>「北京市ビジネス経営環境整備条例」</li> <li>「上海市人工知能産業発展促進条例」</li> </ul>	
<u>2022年8月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」</li> <li>「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する10大典型的な事件を公表」</li> </ul>	
<u>速報版（2022/7/8）</u>	個人情報越境提供標準契約規定（意見募集稿）	
<u>速報版（2022/7/7）</u>	改正独占禁止法	
<u>2022年7月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」</li> <li>「国務院2022年度立法計画」</li> </ul>	「DiDiに対する行政処分」
<u>2022年6月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」</li> <li>「データセキュリティ管理認証実施規則」</li> <li>「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」</li> </ul>	
<u>2022年5月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「最高人民法院が薬品安全に関する典型的な事件を公表」</li> <li>「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」</li> </ul>	
<u>速報版</u>	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
<u>2022年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定</li> <li>国務院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定</li> </ul>	「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」
<u>2022年3月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"><li>• 最高人民法院による「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈</li><li>• 最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈</li></ul>	
--	---	--

---

■ **編集・発行**

TMI 総合法律事務所

■ **発行日**

2023年4月17日

---

## TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

### 東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー23階  
TEL: +81-(0)3-6438-5511  
E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)



### 上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号  
淮海国際広場 2605 室  
TEL: +86-(0)21-5465-2233  
E-mail: [shanghai@tmi.gr.jp](mailto:shanghai@tmi.gr.jp)



### 北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号  
富爾大廈 3204 室  
TEL: +86-(0)10-8595-1435  
E-mail: [beijing@tmi.gr.jp](mailto:beijing@tmi.gr.jp)



## TMI 総合法律事務所拠点一覧



### オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

### 現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア